

千葉労働局発表

平成22年5月28日

千葉労働局 総務部 企画室

企画室長 泉 豊彦

労働紛争調整官 高橋 幸喜

電話 043-221-2303

総合労働相談件数、助言・指導申出件数が過去最大 解雇が引続き多いが、いじめ・嫌がらせの増加が顕著 《平成21年度個別労働紛争解決制度施行状況》

総合労働相談件数	46,305件（対前年度比178.7%）
民事上の個別労働紛争相談件数	6,558件（対前年度比138.4%）
助言・指導申出件数	530件（対前年度比128.0%）
あっせん申請受理件数	246件（対前年度比97.6%）

千葉労働局（局長 千葉秀木）では、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、個別労働紛争解決制度の平成21年度（平成21年4月～22年3月）の運用状況を以下のとおり取りまとめた。

総合労働相談件数は46,305件（対前年度比178.7%）、民事上の個別労働紛争相談件数は6,558件（対前年度比138.4%）、助言・指導申出件数は530件（対前年度比128.0%）と大幅に増加したが、あっせん申請受理件数は246件（対前年度比97.6%）と微減した。総合労働相談件数、助言・指導申出受付件数は、平成13年10月に本制度が発足以来最大となった。

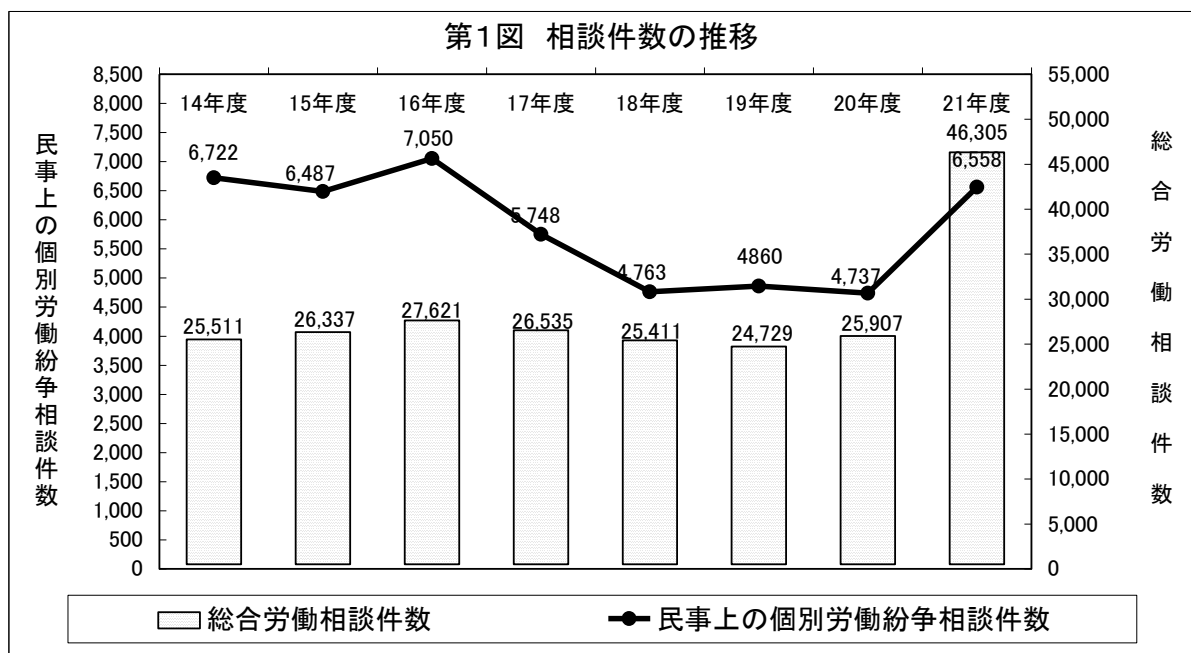
紛争の内容をみると、相談、助言・指導、あっせんとも、解雇や退職勧奨、労働条件の引下げを巡る紛争が引続き多くを占める一方で、いじめ・嫌がらせを巡る紛争が大幅に増加している。

1 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談

労働局内、労働基準監督署内及び千葉TNビル内の計10ヶ所の総合労働相談コーナーにおける、平成21年度の相談・問合せの総件数は約4万6千件で、過去最大であった。

これら約4万6千件の相談・問合せのうち、労働基準法違反等の問題には当らない、いわゆる民事上の労働紛争に係る相談は、6,558件で全体の14.2%である。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総合労働相談件数	25,511	26,337	27,621	26,535	25,411	24,729	25,907	46,305
民事上の個別労働紛争相談件	6,722	6,487	7,050	5,748	4,763	4,860	4,737	6,558

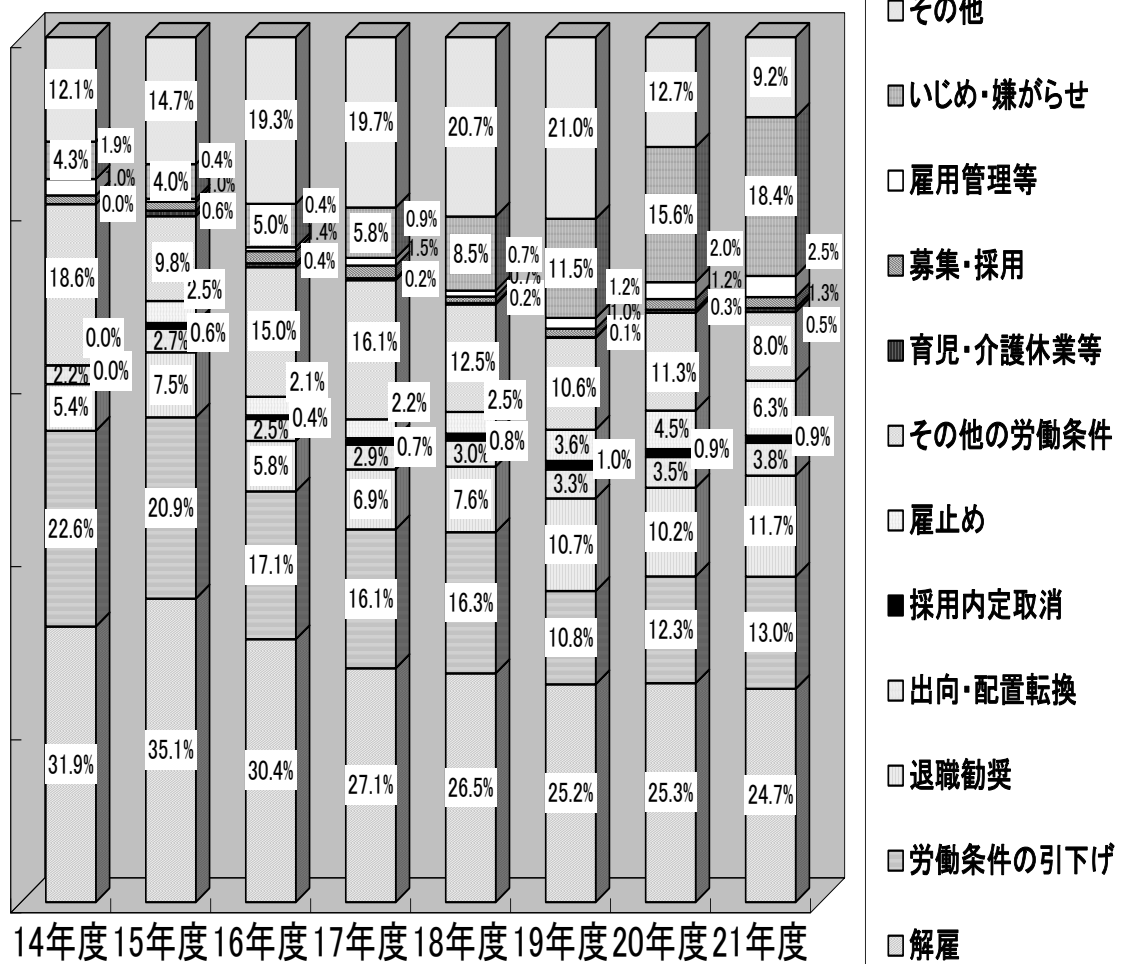


民事上の個別労働紛争相談の内訳は以下のとおりで、解雇（整理解雇、懲戒解雇を含む。）、労働条件の引下げ、退職勧奨に係る相談が引続き多いが、いじめ・嫌がらせに係る相談件数の増加が顕著となっている。

	解雇	労働条件の引下げ	退職勧奨	出向・配置転換	採用内定取消	雇止め	その他の労働条件	育児・介護休業等	募集・採用	雇用管理等	いじめ・嫌がらせ	その他
14年度	31.9%	22.6%	5.4%	2.2%	0.0%	0.0%	18.6%	0.0%	1.0%	1.9%	4.3%	12.1%
15年度	35.1%	20.9%	7.5%	2.7%	0.6%	2.5%	9.8%	0.6%	1.0%	0.4%	4.0%	14.7%
16年度	30.4%	17.1%	5.8%	2.5%	0.4%	2.1%	15.0%	0.4%	1.4%	0.4%	5.0%	19.3%
17年度	27.1%	16.1%	6.9%	2.9%	0.7%	2.2%	16.1%	0.2%	1.5%	0.9%	5.8%	19.7%
18年度	26.5%	16.3%	7.6%	3.0%	0.8%	2.5%	12.5%	0.2%	0.7%	0.7%	8.5%	20.7%
19年度	25.2%	10.8%	10.7%	3.3%	1.0%	3.6%	10.6%	0.1%	1.0%	1.2%	11.5%	21.0%
20年度	25.3%	12.3%	10.2%	3.5%	0.9%	4.5%	11.3%	0.3%	1.2%	2.0%	15.6%	12.7%
21年度	24.7%	13.0%	11.7%	3.8%	0.9%	6.3%	8.0%	0.5%	1.3%	2.5%	18.4%	9.2%

	解雇	労働条件の引下げ	退職勧奨	出向・配置転換	採用内定取消	雇止め	その他の労働条件	育児・介護休業等	募集・採用	雇用管理等	いじめ・嫌がらせ	その他	内訳延べ合計
14年度	2142	1521	364	145	0	0	1253	0	67	127	291	812	6722
15年度	2276	1359	488	178	42	165	636	42	65	24	259	953	6487
16年度	2142	1205	412	178	31	151	1056	31	100	31	355	1358	7050
17年度	1555	923	398	165	43	124	925	13	85	49	336	1132	5748
18年度	1261	776	362	143	37	120	593	8	35	33	407	988	4763
19年度	1224	524	521	162	48	176	516	4	47	60	557	1021	4860
20年度	1199	585	485	168	44	211	536	16	59	93	739	602	4737
21年度	1617	851	766	247	57	415	522	30	82	161	1204	606	6558

第2図 民事上の個別労働紛争相談の内訳



2 労働局長の助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん

平成21年度における労働局長の助言・指導申出件数は530件で過去最大であった。また、紛争調整委員会におけるあっせん申請受理件数は246件であった。

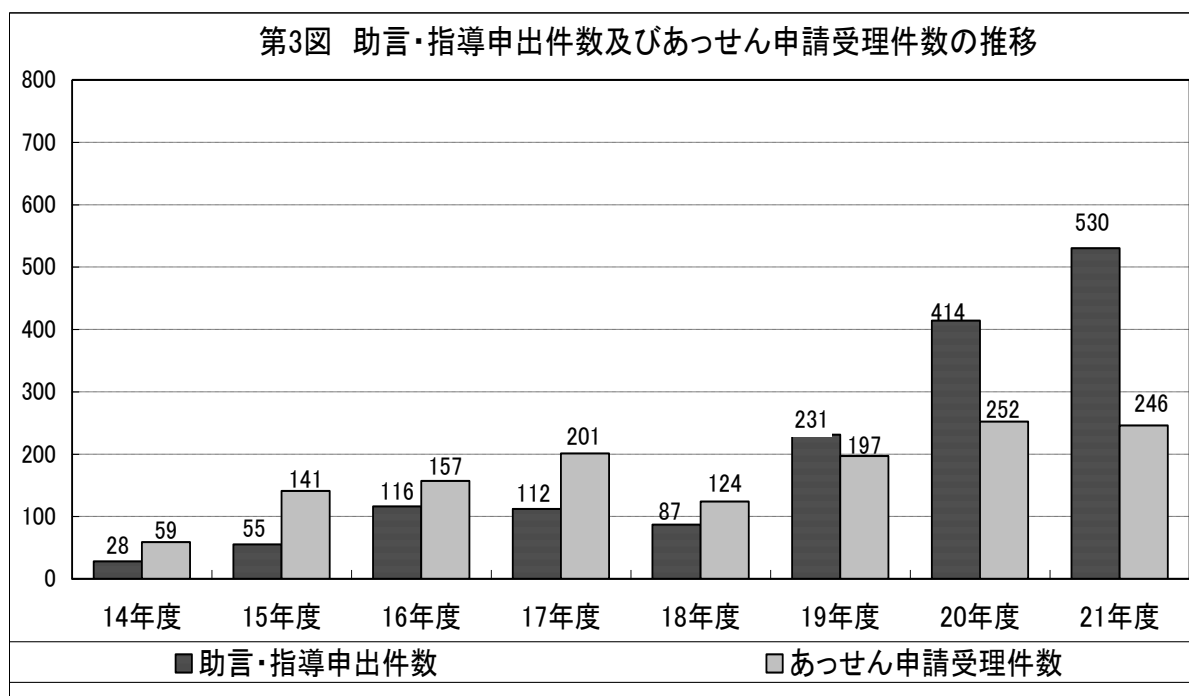
紛争の内容をみると、助言・指導申出については、解雇（整理解雇、懲戒解雇を含む。）、いじめ・嫌がらせ、退職勧奨、労働条件の引下げに係る紛争が多かった。

あっせん申請については、解雇（整理解雇、懲戒解雇を含む。）、いじめ・嫌がらせ、労働条件の引下げに係る紛争が多かった。

平成21年度に処理を終了した事案のうち、助言・指導制度（※）において238件（44.9％）、あっせん制度（※）において72件（31.7％）が、和解その他何らかの解決が図られている。

- ※ 助言・指導制度：紛争の問題点を指摘し、解決の方向性を示す制度
 ※ あっせん制度：あっせん委員（学識経験者）が双方の主張を確かめ、具体的な解決案を示すなどにより和解を促す制度

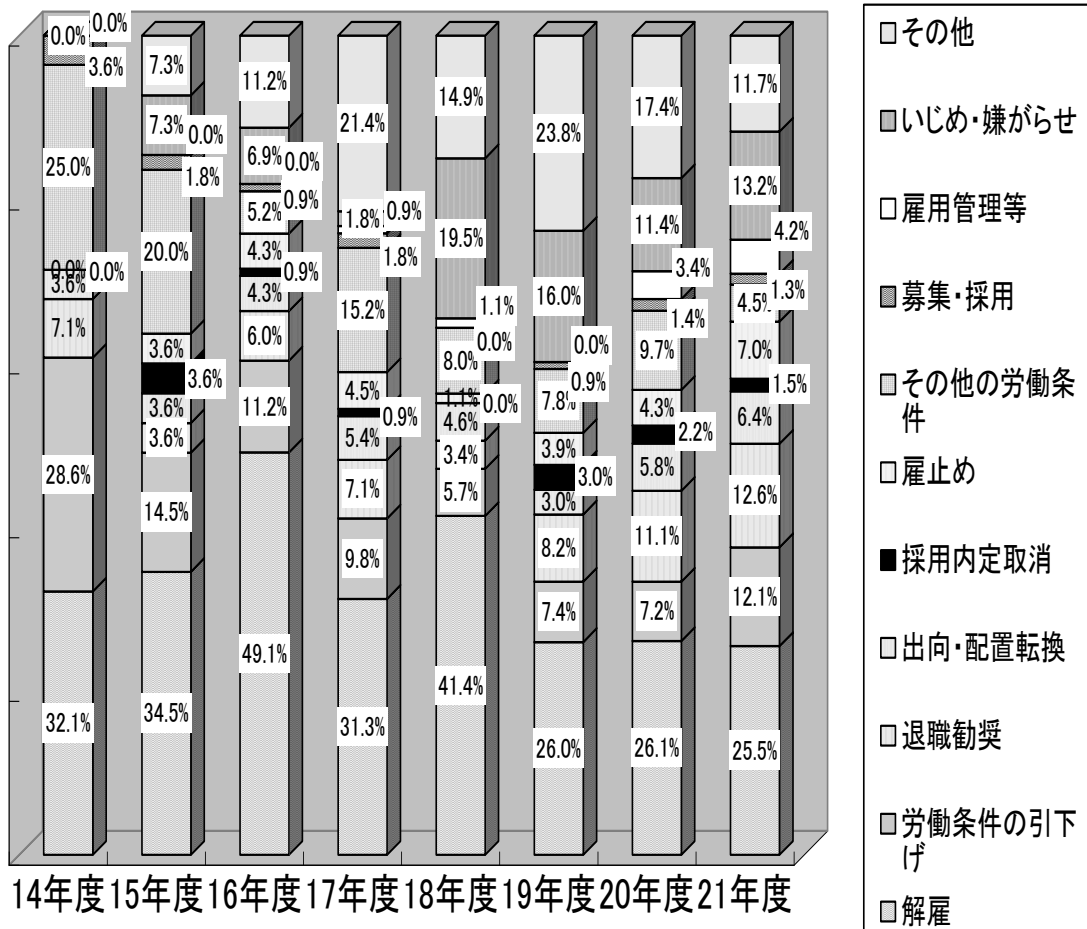
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
助言・指導申出件数	28	55	116	112	87	231	414	530
あっせん申請受理件数	59	141	157	201	124	197	252	246



	解雇	労働条件の引下げ	退職勧奨	出向・配置転換	採用内定取消	雇止め	その他の労働条件	育児・介護休業等	募集・採用	雇用管理等	いじめ・嫌がらせ	その他
14年度	32.1%	28.6%	7.1%	3.6%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%
15年度	34.5%	14.5%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	20.0%	0.0%	1.8%	0.0%	7.3%	7.3%
16年度	49.1%	11.2%	6.0%	4.3%	0.9%	4.3%	5.2%	0.0%	0.9%	0.0%	6.9%	11.2%
17年度	31.3%	9.8%	7.1%	5.4%	0.9%	4.5%	15.2%	0.0%	1.8%	0.9%	1.8%	21.4%
18年度	41.4%	5.7%	3.4%	4.6%	0.0%	1.1%	8.0%	0.0%	0.0%	1.1%	19.5%	14.9%
19年度	26.0%	7.4%	8.2%	3.0%	3.0%	3.9%	7.8%	0.0%	0.9%	0.0%	16.0%	23.8%
20年度	26.1%	7.2%	11.1%	5.8%	2.2%	4.3%	9.7%	0.0%	1.4%	3.4%	11.4%	17.4%
21年度	25.5%	12.1%	12.6%	6.4%	1.5%	7.0%	4.5%	0.0%	1.3%	4.2%	13.2%	11.7%

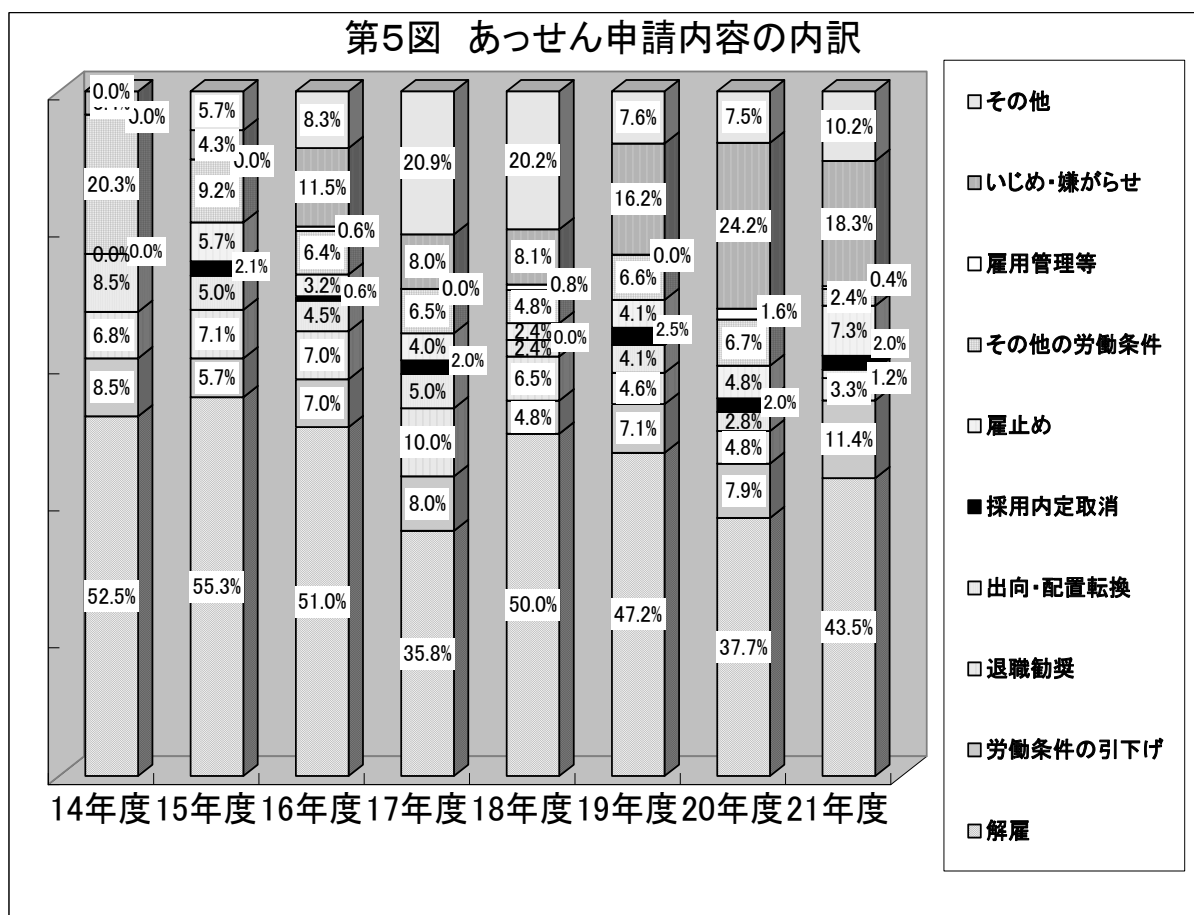
	解雇	労働条件の引下げ	退職勧奨	出向・配置転換	採用内定取消	雇止め	その他の労働条件	育児・介護休業等	募集・採用	雇用管理等	いじめ・嫌がらせ	その他	内訳延べ合計
14年度	9	8	2	1	0	0	7		1				28
15年度	19	8	2	2	2	2	11		1		4	4	55
16年度	57	13	7	5	1	5	6		1		8	13	116
17年度	35	11	8	6	1	5	17		2	1	2	24	112
18年度	36	5	3	4	0	1	7		0	1	17	13	87
19年度	60	17	19	7	7	9	18		2		37	55	231
20年度	108	30	46	24	9	18	40		6	14	47	72	414
21年度	135	64	67	34	8	37	24		7	22	70	62	530

第4図 助言・指導申出内容の内訳



	解雇	労働条件の引下げ	退職勧奨	出向・配置転換	採用内定取消	雇止め	その他の労働条件	育児・介護休業等	雇用管理等	いじめ・嫌がらせ	その他
14年度	52.5%	8.5%	6.8%	8.5%	0.0%	0.0%	20.3%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%
15年度	55.3%	5.7%	7.1%	5.0%	2.1%	5.7%	9.2%	0.0%	0.0%	4.3%	5.7%
16年度	51.0%	7.0%	7.0%	4.5%	0.6%	3.2%	6.4%	0.0%	0.6%	11.5%	8.3%
17年度	35.8%	8.0%	10.0%	5.0%	2.0%	4.0%	6.5%	0.0%	0.0%	8.0%	20.9%
18年度	50.0%	4.8%	6.5%	2.4%	0.0%	2.4%	4.8%	0.0%	0.8%	8.1%	20.2%
19年度	47.2%	7.1%	4.6%	4.1%	2.5%	4.1%	6.6%	0.0%	0.0%	16.2%	7.6%
20年度	37.7%	7.9%	4.8%	2.8%	2.0%	4.8%	6.7%	0.0%	1.6%	24.2%	7.5%
21年度	43.5%	11.4%	3.3%	1.2%	2.0%	7.3%	2.4%	0.0%	0.4%	18.3%	10.2%

	解雇	労働条件の引下げ	退職勧奨	出向・配置転換	採用内定取消	雇止め	その他の労働条件	育児・介護休業等	雇用管理等	いじめ・嫌がらせ	その他	内訳延べ合計
14年度	31	5	4	5			12			2	0	59
15年度	78	8	10	7	3	8	13			6	8	141
16年度	80	11	11	7	1	5	10		1	18	13	157
17年度	72	16	20	10	4	8	13			16	42	201
18年度	62	6	8	3	0	3	6		1	10	25	124
19年度	93	14	9	8	5	8	13			32	15	197
20年度	95	20	12	7	5	12	17		4	61	19	252
21年度	107	28	8	3	5	18	6		1	45	25	246



3 解決事例

事例1 労働局長の助言・指導に係る申出事案（労働者からの申出）

申出人は、パート労働者として事業場に勤務していたが、直属の上司より何度も暴言を受けることにより、精神的に追い詰められ退職せざるを得なかった。上司の暴言を見過ごしてきた事業場側に謝罪等を求める

話し合いをしたいとの申出があった。

申出を受け問題解決のための話し合いの場を設けるよう労働局長の助言を実施した。

その結果事業場側が上司の言動等の調査を行い、問題があったことを認め、謝罪を行い、再発防止を約束したため解決に至った。

事例2 紛争調整委員会によるあっせんの申請事案（労働者からの申請）

申請人は、正社員として事業場に勤務していたが、持病を理由に解雇されたことは不当であるとし、賃金等の補償を求めたいとの申請があった。

あっせんにおいて、事業場側は持病による解雇を否定したが、あっせん委員が双方の主張を確認した上で、解決に向けた調整を図ったところ、解決金の支払いで双方が合意し問題の解決に至った。

4 制度の積極的活用促進について

労働関係のトラブル、とりわけ民事上の労働紛争の円満解決へのニーズは今後も増加傾向が見込まれる中、紛争解決の援助制度は、強制力はないが、

- ① 労使のいずれからでも利用できること。
- ② 一切費用がかからないこと。
- ③ 概ね2か月以内で結果がでること。
- ④ 非公開なので外部に知られる心配がないこと。
- ⑤ あっせんにおいては金銭解決その他柔軟な解決方法が可能であることなど、裁判手続やその他の紛争解決手段とは異なるメリットを有している。

このため、千葉労働局では、本制度の積極的活用を努めることとしている。本制度の内容については、以下にご照会下さい。

- ・ 千葉労働局のホームページ

(<http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/seido/kobetu.html>)

- ・ 千葉労働局 総務部 企画室 （電話043-221-2303）
- ・ 千葉駅前総合労働相談コーナー（電話0120-250650）